

## 第二節 行政分離

### 一 行政分離の前ぶれ プライス通告

一九四六(昭和二十一年一月二十九日の正午ちかく、米軍のLST(上陸用舟艇)が名瀬港の岸壁に姿をみせた。上陸してきた米将兵の一団は、沖縄基地司令官兼軍政府長官ジョン・デール・プライス海軍少将、同副長官シー・アイ・ムレ大佐一行五名であった。一行は支庁の正面玄関にジープを乗りつけ、まっすぐ支庁長室に入った。支庁長は重大な通告を受けたのである。いわゆる「プライス通告」であるが、これこそ歴史的な二・二宣言の前ぶれであった。

#### プライス通告の内容

1、奄美諸島は近く鹿児島県から分離し、米軍政官監督の下に単独行政区に切替えられる。

2、軍政官は沖縄地区から派遣されるが、この事は沖縄への直属を意味するものではなく、独自の管理を受けける。

3、分離は二月か或は三月中に行なわれるが、米軍はその前に宣言を行なう。

4、行政機構は現在の大島支庁の機構が認められる。

5、法律は軍関係を除き、日本の法律を適用する。

6、通貨は日本貨が使用される。

7、食糧は米軍が直接斡旋する。

## 二 歴史的な二・二宣言

一九四六(昭和二十一年)二月二日、日本政府は連合軍最高司令部(略称GHQ)から重大な覚書をうけとった。「日本の領域」に関する指令である。覚書はその日の午後四時半、太平洋米軍総司令部民間情報教育部から発表された。日本の版図は大きく塗りかえられ、除外地域となった古来の領土、委任統治領等における日本政府の政治、行政上の権限は停止された。歴史的な「二・二

宣言」である。北緯三十度以南の琉球、奄美大島をふくむ南西諸島は、日本の領域から除外された。

現実にはさらに冷徹に進展した。二月四日、龍野県知事は、鹿児島地区米進駐軍政官バーリー少佐、沖縄軍政本部コードウエル少佐と個別会議、発表されたのは、本土、奄美間の「海上封鎖」であった。指令は次のごとくである。

1、本土、奄美間の一般旅行、この指令の日から禁止する。

2、本土、奄美間を渡航しようとする者は、永住の目的をもつ者に限って許可される。

3、渡航を許可された者は、計画輸送に従わなければならない。

分離宣言につづく海上封鎖のショックはどうしようもなかった。

## 三 受け入れ体制

大島支庁は二月六日「大島郡連絡委員会」(略称・連絡会)を発足させた。連絡会はその名のごとく連合軍と

の連絡をはかり一面民意を代表しながら、指令の円滑な実施をはかるというのがその目的で、委員長に支庁長、副委員長に大島郡町村会長(名瀬町長)がすわり、挙郡体制をとった。運営は委員制で全郡関係官公署団体及び民間人から推薦された委員二十二名で構成、常置委員に正副委員長をふくむ八名を互選して、支庁に事務局を置いた。二月から五月までの混乱期の奄美の情勢収拾に役割を果たした。沖永良部からは、知名村長藤村前吉氏が委員として加わった。

大島郡戦災復興委員会の発足

大島支庁長の諮問機関であり、会長に支庁長、委員として、和泊町長東伸一氏が加わっている。